

埼玉県統括保健師等設置要綱

(目的)

第1条 本県の各部門に設置されている保健師の連絡調整や人材育成の推進等統括的役割を担うため、統括保健師、地域統括保健師及び統括保健師の補佐を行う保健師を設置する。

(設置)

第2条 統括保健師、地域統括保健師及び統括保健師の補佐を行う保健師は、次の者がこれにあたるものとする。

- (1) 統括保健師は、保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当副課長とする。
- (2) 地域統括保健師は、各保健所の副所長又は担当部長保健師とする。
- (3) 統括保健師の補佐を行う者は、保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・免許担当に所属する保健師とする。
- (4) 人事配置等により(1)から(3)の役職の変更が必要な場合は、別途協議する。

(役割)

第3条 統括保健師及び地域統括保健師は次の役割を担う。

(1) 統括保健師

- ・ 県職員保健師のとりまとめ
- ・ 県職員保健師の保健師活動に対する組織横断的な調整
- ・ 県職員保健師の人材育成
- ・ 国や他都道府県、大学等教育機関等の関係機関との保健師に関する窓口と総合調整
- ・ 健康危機管理に関する保健師活動の総合調整
- ・ 健康危機管理に関する本庁における組織横断的なマネジメントの実施及び保健所における健康危機管理体制のための総合的なマネジメントを担う地域統括保健師の支援
- ・ 統括保健師及び地域統括保健師会議の開催

(2) 地域統括保健師

- ・ 自所属内保健師の保健師活動に対する組織横断的な調整
- ・ 自所属内保健師の人材育成
- ・ 本庁や管轄市町村・関係団体等との保健師に関する窓口と総合調整

- ・ 自所属に置ける健康危機管理に関する保健師活動の総合調整
- ・ 保健所長を補佐し、自所属における健康危機管理体制確保のための総合マネジメントの実施

(3) 統括保健師の補佐を行う保健師

- ・ 統括保健師を補佐し、必要に応じ、地域統括保健師との連絡調整を行う。

(連携等)

第4条 統括保健師及び地域統括保健師は、関係各課所から意見、助言を聴取するとともに、連携を図りその役割を推進する。

附則

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。